

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
(環境確保条例)

工場認可申請の手引

平成29年1月

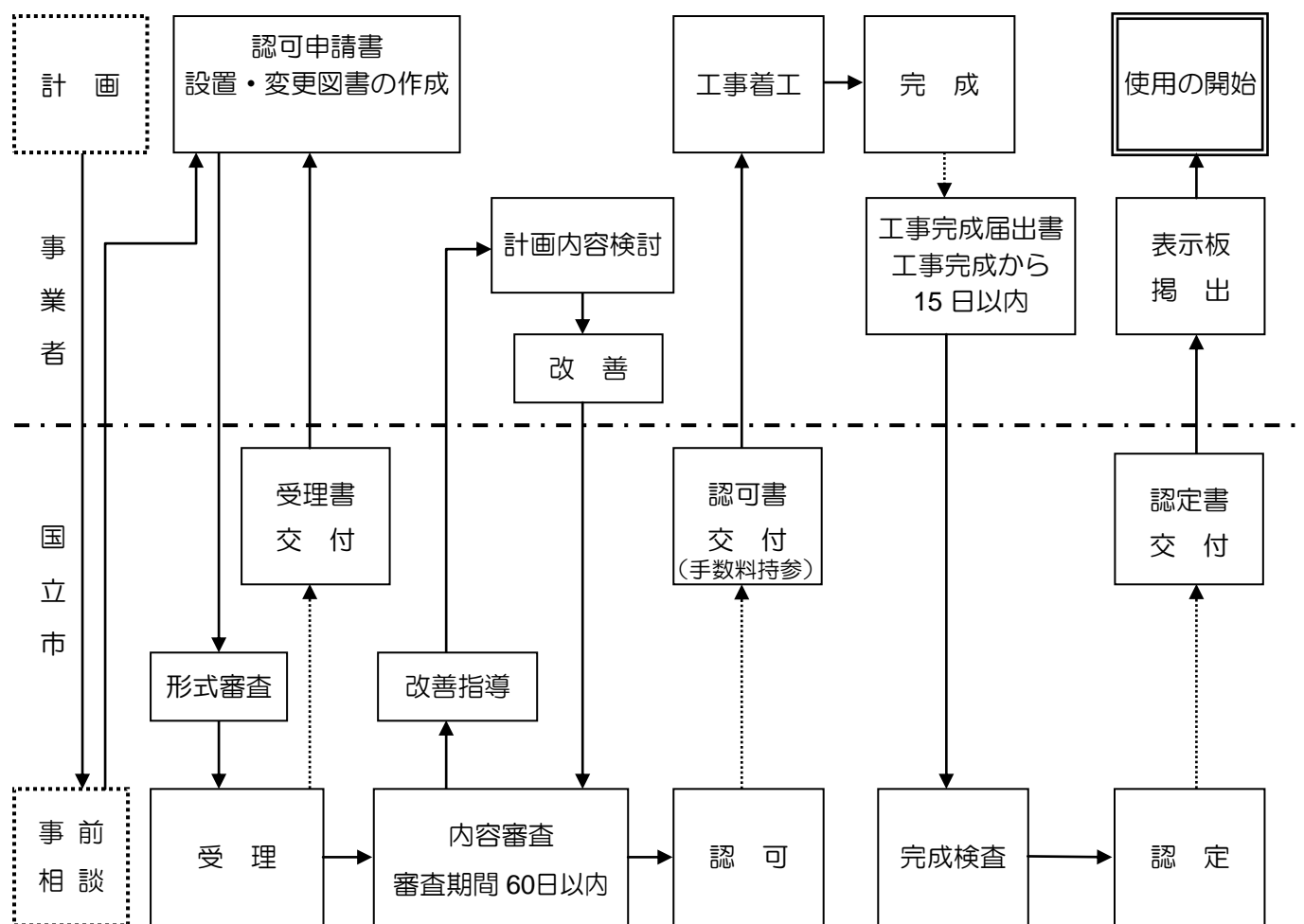
国立市役所環境政策課環境政策係

〒186-8501 東京都国立市富士見台2-47-1
TEL : 042-576-2111
FAX : 042-576-0264

工場認可の手続について

東京都では、工場などの事業活動に伴って発生する公害を未然に防止するため、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）による工場の認可制度を設けています。この制度は工場の設置や変更を行う場合、事前に、その工場が環境確保条例に定める規制基準等に適合するか否かについて審査を行うものです。

図：認可申請から操業開始までの事務手続きフロー



1 工場認可の必要な工場（条例第2条）

環境確保条例別表第1に掲げる工場が、市長の認可が必要な工場となります。

(例) 工場

1	定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
2	定格出力の合計が 0.75kW 以上 2.2kW 未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で印刷又は製本、金属の打抜き・型絞り又は切断、ガラスの研磨又は砂吹き等を行う工場
3	金属線材の引抜き、ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理、塗料・染料又は絵具の吹付け、ドライクリーニング、肥料の製造、紙又はパルプ等の製造、加工又は作業を行う工場

2 手続のあらまし

(1) 工場設置・変更認可申請（条例第 81 条、同第 82 条、規則第 30 条、同第 31 条）

新しく工場を設置する場合や既存の工場に設置されている機械や施設を変更する場合は、設置又は変更の計画が確定した時点でできるだけ早く申請してください。

申請は所定の申請用紙に工場の名称や業種等を記載するとともに建物及び施設の構造や配置等がわかる図面並びに公害防止の方法等の図面や資料を添付して、**2部（正・副）**提出してください。

(2) 審査（条例第 81 条第 3 項）

提出された申請図書の内容について、工場から発生するばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭が条例で定める規制基準等に適合しているかどうかについて審査します。

(3) 認可（条例第 81 条第 3 項、第 4 項、規則第 31 条）

審査の結果、申請内容が条例の規定に適合すると認められる場合は、申請を受理した日から起算して 60 日（工場の施設が特殊である場合は 60 日を越えることもあります）以内に「認可書」を交付します。この時、手数料の納付が必要になります。

なお、「認可書」は再交付しませんので大切に保管してください。

(4) 設置工事

認可書が交付されると、工場の設置又は変更に係る工事を始めることができます。

工事にあたっては認可書の内容を十分確認し、条例第四章第四節で定める建設工事に係る規制を踏まえて実施してください。

(5) 工事完成届（条例第 84 条第 1 項、規則第 34 条）

工事が完成した日から 15 日以内に、「工事完成届出書」を提出してください。

(6) 完成検査（条例第 84 条第 2 項）

完成した工場や施設の変更が認可内容及び関係法令に適合しているか、立入検査により施設の稼働状態等とともに検査をします。

(7) 認定（条例第 84 条第 2 項、第 3 項、規則第 35 条第 1、2 項）

検査の結果、完成した工場が認可内容及び関係法令に適合していると認められたときは、工事完成届が受理された日から起算して、10 日以内に「認定書」を交付します。

「認定書」が交付されて、はじめて使用を開始することができます。使用の開始後も公害防止のための様々な責務が課せられていますので、環境確保条例等を遵守して使用してください。

(8) 表示板の掲出（条例第 85 条、規則第 36 条）

認可を受けた工場は、認可事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲げてください。

3 申請に必要な書類（条例施行規則別記様式）

※業種及び施設の内容によっては必要としない書類もあります。

また、兼用できる図面等もありますので、現象別の個々の事例も含めて、事前相談の際にお問い合わせください。

(1) 工場設置（変更）認可申請に必要な書類及び図面

- ① 工場設置・変更認可申請書 (第7号様式 その1、その2)
- ② 変更の概要（変更認可申請の場合）
- ③ 近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面（規則第30条）
（特に学校・病院・特別養護老人ホームなどの位置と工場までの距離等が把握できるように図に縮尺や距離及び方位を記入してください。）
- ④ 敷地内の建物の配置及び給排水系統図 (別紙1 その1)
- ⑤ 工場敷地及び建物の配置図、各階平面図
（道路出入口位置や道路幅員、道路や隣地との境界線を記入してください。）
- ⑥ 建物の棟別用途・構造・面積等 (別紙1 その2)
- ⑦ かなばかり図並びに仕上表等
- ⑧ 機械・設備等の施設 (別紙1 その3)
- ⑨ 施設の配置図及び構造図
- ⑩ ばい煙、粉じん、有毒ガス又は悪臭の発生施設の構造、使用の方法・(別紙2 その1)
- ⑪ ばい煙、粉じん、有毒ガス又は悪臭の処理の方法 (別紙2 その2)
- ⑫ 粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法 (別紙3、別紙4)
- ⑬ 汚水の発生施設の構造等 (別紙5 その1)
- ⑭ 汚水の処理の方法 (別紙5 その2)
- ⑮ 騒音又は振動発生施設の構造等 (別紙6)
- ⑯ 機械・施設の仕様又はカタログのコピー等
- ⑰ 地下水の揚水施設の構造等 (別紙7)

<申請様式のダウンロード>

東京都環境局のホームページ (<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>) のトップ画面上部右側

《申請 → 申請のご案内「申請・届出様式」 → 条例に基づく様式「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく様式 → 工場及び指定作業場の規制》からダウンロードできます。ただし、提出の際は、書式の宛名を**国立市長**に変更してください。

The screenshots illustrate the following steps:

- Step 1: Home page navigation. The menu item **申請・届出** is circled in red.
- Step 2: The '申請・届出のご案内' page. The link **申請・届出様式** is circled in red.
- Step 3: The '申請・届出様式' page. The link **申請・届出様式** is circled in red.
- Step 4: The '申請・届出様式' page showing a list of forms. The form **「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく様式** is circled in red, and within it, the specific form **「工場及び指定作業場の規制」** is circled in red.

(2) 申請手数料（条例第 83 条、条例規則第 33 条）

工場設置（変更）認可書の交付時に次の手数料が必要です。

設置認可	作業場床面積	500㎡以下	8,700円
		500㎡を越え1,000㎡以下	14,200円
		1,000㎡を越えるもの	20,200円
変更認可	作業場面積に係わらず、1件につき		7,600円

4 提出先

国立市役所生活環境部環境政策課環境政策係

5 関係法令についての確認

設置又は変更を計画している工事の事業内容、規模等によっては、建築基準法など他の法令の規定でそれらの行為が制限される場合もあります。疑問がある場合は関係機関に事前に問い合わせてください。

6 環境確保条例以外の公害法令による手続

工場の施設によっては、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による規制を受ける場合があります。工場認可とあわせて、それぞれの法令による手続が必要です。

7 認定後の手続き

(1) 工場変更認可申請書（条例第 82 条）

既に認可を得て設置されている工場で、工場の業種、作業の種類及び方法、建物（作業場面積、設置機器の増加、位置の変更等を含む）及び施設、公害防止の方法を変更する場合は、改めて変更認可が必要になります。このような場合は、変更認可申請書に記載する内容は、原則として変更のあった部分だけでなく、工場全体について記載してください。

(2) 軽微な変更についての報告（条例規則第 32 条）

次のような変更を行う場合で各公害現象の悪化を伴わないものについては、認可申請の必要はありません。

- ① 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更
- ② 同一作業場内における施設の配置の変更
- ③ 公害防止の方法の変更

(3) 現況届（条例第 86 条）

公害を著しく発生させる恐れのある工場（条例別表第 8）は、3 年ごとに工場の現況を報告することが義務づけられています。

- (例) ・レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
・無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造等を行う工場で、アンモニア、塩素、窒素酸化物等を発生させるもの

(4) 工場・氏名等変更届（条例 87 条）

工場名、代表者の氏名及び住所（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地）が変更になった場合は、その日から 30 日以内に工場氏名等変更届出書を提出してください。

(5) 工場廃止届（条例第 87 条）

工場を廃止した場合（工場が移転した場合も含みます。）は、その日から 30 日以内に廃止届出書に廃止の事実が証明できる書類を添付して提出してください。

(6) 承継届（条例第 88 条）

工場を譲受け又は借受けた場合及び相続又は合併・分割が行われた場合は、その日から 30 日以内に承継届出書に承継の事実が証明できる書類を添付して提出してください。

(7) 事故届等（条例第 98 条）

施設の故障、破損、操業の誤り等不測の事態に伴う公害の発生により、人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれがある場合には、次に掲げる内容について届出が義務づけられています。

- ① 事故が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を通報し、届出を行う。（第 19 号様式 事故届出書）

- ② 事故の発生から30日以内に、再発防止のための計画を提出する。(第20号様式 事故再発防止措置計画書)
- ③ 上記②による措置が完了したときは、その旨を届け出る。(第21号様式 事故再発防止措置完了届出書)

8 公害防止管理者の選任届 (条例第105条、条例規則第48条)

条例規則別表第9(P.18 参照)に示す工場については公害防止管理者を選任する必要があります。公害防止管理者に変更があった場合は、その都度、選任解任届出書を提出してください。

工場設置（変更）認可申請の記載要領

申請書の各様式の欄外の記入上の注意事項をよくお読みいただき、次の点に御留意ください。

申請書の宛名は国立市長として下さい。

第7号様式（規則第30条関係）その1

- (1) 申請者の住所・氏名
住所：申請する工場が「法人」である場合は本社の所在地、「個人」の場合は申請人の住所を記入してください。
氏名：法人名（会社名）、役職（代表取締役社長等）と氏名を記入し、登録された代表者印を捺印してください。
既認可番号等：変更認可申請の場合のみ記入してください。
- (2) 工場の名称
法人の場合は、〇〇〇〇（株）△△工場のように工場名まで記入してください。
個人の場合は、申請者の氏名又は事業所名が定めてあればどちらを使用してもかまいません。
- (3) 工場の所在地
既に工場が存在している所の住居表示（〇〇市〇〇町〇番〇号）を記入してください。
なお、住居表示がされていない地域については、できるかぎりわかる範囲で記載してください。
- (4) 用途地域
都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域を記入してください。
- (5) 水域
多摩川、荒川等水系を記入してください。
- (6) 業種・作業の種類
業種の種類については、次に掲げる業種に従って記入してください。その他業種に該当する場合は、その内容について記入してください。作業の種類については、環境確保条例の別表第1（P.15参照）に掲げる名称を記入してください。

主な業種の分類（日本標準産業分類 中分類 平成25年10月改訂版より）

1 製造業

- (9)食料品製造業 (10)飲料・たばこ・飼料製造業 (11)繊維工業
(12)木材・木製品製造業 (13)家具・装備品製造業 (14)パルプ・紙・紙加工品製造業
(15)印刷・同関連産業 (16)化学工業 (17)石油製品・石炭製品製造業
(18)プラスチック製品製造業 (19)ゴム製品製造業 (20)なめし革・同製品・毛皮製造業
(21)窯業・土石製品製造業 (22)鉄鋼業 (23)非鉄金属製造業 (24)金属製品製造業
(25)はん用機械器具製造業 (26)生産用機械器具製造業 (27)業務用機械器具製造業
(28)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (29)電気機械器具製造業
(30)情報通信機械器具製造業 (31)輸送用機械器具製造業 (32)その他の製造業

2 電気・ガス・熱供給・水道業

- (33)電気業 (34)ガス業 (35)熱供給業 (36)水道業

3 運輸業、郵便業、サービス業など

- (43)道路旅客運送業 (44)道路貨物運送業 (48)運輸に附帯するサービス業
(78)洗濯・理容・美容・浴場業 (88)廃棄物処理業 (89)自動車整備業
(90)機械等修理業 (95)その他 のサービス業

4 その他

- (7) 主要生産品目
最終的に生産される品目を記入してください。なお、当該工場が製品の加工のみを行い生産品目がない場合は、主たる加工品等の名称を記入してください。
- (8) 資本金
申請者が法人の場合は、定款に記載されている資本金を記入してください。なお、申請者が個人の場合は空欄とします。
- (9) 作業時間
当該工場において通常行われる作業時間を記入してください。
- (10) 自動車の出入口が接する道路の幅員
自動車が出入りする出入口のうち、主要な出入口が直接接している道路の幅員を記入してください。
- (11) 100メートル以内の学校・病院等の所在位置
近隣建物の用途及び配置並びに道路状況を明らかにした図面（工場付近図）を添付してください。なお、工場敷地境界線から100m以内に学校又は病院等が存在する場合は、図面上に位置を明らかにしてください。
- (12) 工事着工、完成予定
建設工事の着工及び完成の予定年月日を記入してください。
- (13) 従業員数、常用雇用者数
従業員数は、当該工場の業務に従事する職員数（事務員、作業員、アルバイト等含む）を記入してください。常用雇用者数は、アルバイト等は除きます。
- (14) 公害防止担当部課（責任者氏名）
公害に関する事務処理等を行う部課及び責任を有する者の職・氏名を記入してください。
- (15) 連絡先
当該工場の問い合わせ先の担当部署名、担当者名及び電話番号を必ず記入してください。

第7号様式 その2

- (1) 敷地・建物の状況
- ・建物の配置等
様式（別紙1 その1）に配置図を記入するか、又は別紙図面を添付してください。
（建築物外壁から道路や隣地境界までの距離を記入するとともに方位や縮尺を記入してください。）
 - ・建物の棟別の用途・構造・面積等
様式（別紙1 その2）に記入してください。
 - ・周囲の状況
近隣の建物及び用途、道路の状況等が確認できる案内図等を添付してください。
- (2) 施設の状況
- ・機械・設備等の施設
様式（別紙1 その3）に記入してください。

・構造・配置・使用方法

施設の構造・使用方法については、様式（別紙2 その1、別紙3、別紙4、別紙5 その1、別紙6、別紙7までの内、該当するもののみ）を使用し、必要に応じメーカーのカタログ又は製作図面を添付してください。

施設の配置については、配置図面を添付してください。図面には、施設に番号を付け、設備の大きさ（寸法）を記入し、各施設の位置関係が分かる図面を作成してください。

(3) 動力用電力

機械設備の原動機の合計出力を記入してください。

(4) その他の電力

機械設備の動力以外の電力（換気扇、ヒーターなど）の合計出力を記入してください。

(5) 総用水量

工場において使用する1日あたりの総用水量を記入してください。

(6) 取水方法

作業のため使用する水（上水道、工業用水道、地下水）について記入してください。

(7) 総排水量

工場から排出する1日あたりの総排水量について記入してください。

(8) 総燃料油使用量

工場において使用する1日あたりの燃料油の総量を記入してください。

(9) 工場で取り扱う有害ガス又は有害物質

環境確保条例の別表第3、別表第4（P. 17 参照）に掲げる物質のうち、工場内で取り扱っているものをすべて記入してください。該当する物質がない場合には、「なし」と記入してください。（別紙資料参照）

(10) 作業の工程

工場の作業フローの概要を記入してください。言葉で説明及び記入できない場合は必要に応じ別紙により図面などを添付してください。

屋外作業欄については、屋外での作業内容を記入してください。屋外作業がない場合には「なし」と記入してください。

（例：ショベルカーによる骨材の搬入作業）

(11) 公害防止措置の概要

発生源ごとに記入してください。

（例）

- ・ 粉じん：バグフィルター装置
- ・ 騒音：建屋による防音
- ・ 振動：防振ゴム
- ・ 排水：沈砂池＋中和処理装置

変更の概要（様式なし）

変更認可申請の場合は、変更内容の概略を箇条書き等にしてお示しください。

別紙 1 その 1 敷地内建物の配置及び給排水系統図

敷地内の全ての建物の配置と、各建物の番号等を記入してください。
給水経路（青）、排水経路（赤）を記入してください。

別紙 1 その 2 建物の棟別用途・構造・面積等

建物ごとに通し番号をつけ、建築確認通知書などを参考に記入してください。

（例）

- ・用途：事務所、倉庫、第 1 工場、第 2 工場、材料置場等
- ・構造：木造、鉄骨造、ブロック造、鉄筋コンクリート

作業場として利用する建物については、建物の構造が確認できる平面図、立面図、矩形図（壁、屋根、窓、出入口等の材質、厚さを記入したもの）などを添付してください。

作業場面積は、工場としての生産活動を行う部分の床面積を記入してください。なお、事務所、倉庫等直接生産活動に関わりのない部分は含みません。

別紙 1 その 3 機械・設備等の施設

生産活動に伴う施設等のうち、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生する主たる施設及び機械ごとに施設番号を付し、次に掲げる事例を参考に記入してください。

なお、施設番号を対比できる施設の配置図面、主たる施設及び機械の図面又はパンフレットを添付してください。

（例）

- ・種類：機械の設備又は施設の一般的名称を記入してください。
- ・公称能力：メーカーの型番及び公称能力を記入してください。
- ・動力：設備に複数の動力を使用している場合は、原動機の合計数を記入して下さい。
- ・台数：同一の機械が複数ある場合はその台数を記入し、工場における施設番号欄に○～○番と記入してください。

別紙 2 その 1（ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法）

ア 工場における施設番号

申請書の他の様式と一貫したものとし、図面にも名称、番号を記入してください。

イ 種類・名称・型式

ばい煙、粉じん、有毒ガスの種類区分と発生施設の名称、型式を記入してください。

ウ 使用開始予定年月日

発生施設ごとの使用予定年月日を記入してください。

エ 規模

発生施設の種類によっていずれかの一項目を記入してください。

○ 主要寸法（m）又は定格出力（kw）

粉じん、有害ガス、発生施設の場合、発生施設の大きさ（m）又は発生施設に付属する電動機の定格出力を記入してください。

○ 伝熱面積等該当する項目についてはすべて記入してください。

ボイラーの場合には伝熱面積を加熱炉、焼却炉の場合には原材料処理能力又は焼却能力欄に記入してください。

オ 使用状況

発生施設の使用状況及び季節変動について記入してください。

季節変動の例：暖房期のみ使用 年間使用（冬期は夏期の20%増）、
予備用（年間稼働日数10日以下）

カ 原材料

ばい煙、粉じん、有害ガス発生に影響のあるものについて記入してください。

○ 種類

当該発生施設で使用する原材料の主な種類について記入してください。

例：焼却炉の場合、都市ごみ等

○ 使用割合

2種類以上の原材料を使用する場合の使用割合について記入してください。

○ いおう分等

原材料中のいおう、カドミウム又は鉛の含有率を重量%等記入してください。

キ 燃料又は電力

発生施設で使用する燃料について記入してください。

○ 種類

L S A、灯油等

○ 灰分・いおう分 燃料中のいおう分を記入（燃料分析表参照）

○ 発熱量 燃料の発熱量を記入（燃料分析表参照）

発熱量について電力を使用する場合は容量を記入

○ 1日の使用量 1日の使用量を記入

○ 混焼割合 2種類以上の燃料を使用するときの割合を記入

別紙2 その2（ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法）

ア 処理施設の工場における施設番号

別紙1 その3「機械・設備等の施設」欄に記入した施設番号を記入してください。

イ 処理する発生施設の工場における施設番号

工場における発生施設の呼称番号を記入してください。別紙2 その1の施設番号を同一
順で記入し、発生施設と処理施設との関係を明らかにしてください。

ウ 処理能力

ばい煙、粉じん、有害ガスの処理装置がある場合処理装置の入口及び出口の状態（総
排出物の量は入口の状態）について記入し、煙突又は排気塔のみの場合は入口の状態に
ついて記入してください。排ガス温度、酸素濃度、ばいじん濃度、いおう酸化物の量は
必ず記入してください。

エ 煙突の高さ、内径、排出速度については必ず記入してください。

別紙3（粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法）

省略

別紙4（粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法）

ア 工場における施設番号

第7号様式、別紙2に同じ

イ 名称・形式・基数

各施設ごとに名称（例：磨砕機、ふるい等）、型式（メーカー名と〇〇〇式、型式番号、
記号等）、基数を記入してください。

ウ 使用開始予定年月日

施設ごとの使用開始予定年月日を記入してください。

エ 規模

施設の区分に従って該当する欄にいずれも公称能力を記入してください。

オ 使用及び管理の方法

粉じんの飛散防止の方法を該当するところに記入してください。

別紙5 その1（汚水の発生施設の構造等）

水を使用する全施設（生活系以外）について、終業時の洗浄排水等も含め、もれなく記入してください。

ア 工場における施設番号

申請書の他の様式と一貫したものとし図面にも名称・番号を記入してください。

イ 排水量、水質

主となる各該当項目に記入してください。

別紙資料1 工場の作業の種類

別表第1 工場（第2条関係）

- 一 定格出力の合計が2.2 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
- 二 定格出力の合計が0.75 キロワット以上2.2 キロワット未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
 - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (2) 印刷又は製本
 - (3) 印刷用平版の研磨(ま)又は活字の鋳造
 - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸(のこ)を使用するものを除く。）
 - (5) 金属やすり、針、釘(くぎ)、鋌(びょう)又は鋼球の製造
 - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (7) 金属箔(はく)又は金属粉の製造
 - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨(ま)
 - (11) ガラスの研磨(ま)又は砂吹き
 - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造(レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。)
 - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (14) 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格(ごう)子面積が0.5平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 三 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
 - (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
 - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (3) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨(ま)、切削若しくは鋌(びょう)打ち
 - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
 - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (8) ドライクリーニング
 - (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製
 - (11) たん白質の加水分解
 - (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
 - (13) 石綿、岩綿、鋳さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥(と)石又はるつぼの製造
 - (14) 電気分解又は電池の製造
 - (15) 床面積の合計が50平方メートル以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
 - (16) ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
 - (17) 発電の作業
 - (18) 金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）

- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が0.5平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり50キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別紙資料 2

別表第3 有害ガス (第2条関係)

- 1 弗(ふつ)素及びその化合物
- 2 シアン化水素
- 3 ホルムアルデヒド
- 4 メタノール
- 5 イソアミルアルコール
- 6 イソプロピルアルコール
- 7 塩化水素
- 8 アクロレイン
- 9 アセトン
- 10 塩素
- 11 メチルエチルケトン
- 12 メチルイソブチルケトン
- 13 ベンゼン
- 14 臭素及びその化合物
- 15 窒素酸化物
- 16 トルエン
- 17 フェノール
- 18 硫酸 (三酸化いおうを含む。)
- 19 クロム化合物
- 20 キシレン
- 21 塩化スルホン酸
- 22 トリクロロエチレン
- 23 テトラクロロエチレン
- 24 ピリジン
- 25 酢酸メチル
- 26 酢酸エチル
- 27 酢酸ブチル
- 28 ヘキサン
- 29 スチレン
- 30 エチレン
- 31 二硫化炭素
- 32 クロルピクリン
- 33 ジクロロメタン
- 34 1,2-ジクロロエタン
- 35 クロロホルム
- 36 塩化ビニルモノマー
- 37 酸化エチレン
- 38 砒(ひ)素及びその化合物
- 39 マンガン及びその化合物
- 40 ニッケル及びその化合物
- 41 カドミウム及びその化合物
- 42 鉛及びその化合物

別表第4 有害物質 (第2条関係)

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐(りん)化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒(ひ)素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 アルキル水銀化合物
- 9 ポリ塩化ビフェニル
- 10 トリクロロエチレン
- 11 テトラクロロエチレン
- 12 ジクロロメタン
- 13 四塩化炭素
- 14 1,2-ジクロロエタン
- 15 1,1-ジクロロエチレン
- 16 シス-1,2-ジクロロエチレン
- 17 1,1,1-トリクロロエタン
- 18 1,1,2-トリクロロエタン
- 19 1,3-ジクロロプロペン
- 20 チウラム
- 21 シマジン
- 22 チオベンカルブ
- 23 ベンゼン
- 24 セレン及びその化合物
- 25 ほう素及びその化合物
- 26 ふっ素及びその化合物

別紙資料 3

別表第9 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等(第48条、第49条関係)

工場の区分	公害防止管理者の区分
<p>条例別表第八に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの(従業員十人以上のものに限る。)並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 非鉄金属第一次精錬精製業 二 鉛再精錬又は亜鉛第二次精錬業 三 伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業 四 鋳鋼、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鋼業 五 有機質飼料又は肥料製造業 六 建設機械又は鉱山機械製造業 七 運送用車両又は運送用車両部品製造業 八 鋼船製造又は修理業 九 トラクター製造業 十 亜鉛鉄板製造業 十一 石けん又は合成洗剤製造業 十二 合板製造又は薬品による木材処理業 十三 プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業 十四 セメント製造業 十五 舗装材料製造業 十六 合金鉄又は電気炉鋳造業 十七 鍛工品製造業 十八 圧縮ガス又は液化ガス製造業 十九 界面活性剤製造業 二十 ソーダー製造業 二十一 メタン誘導品製造業 二十二 医薬品又は農薬製造業 二十三 産業用火薬類製造業 二十四 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業 二十五 表面処理鋼材製造業 二十六 コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業 	<p>東京都一種公害防止管理者</p>
<p>条例別表第八に掲げる工場前で前項各号に規定するもの以外のもの</p>	<p>東京都一種公害防止管理者又は東京都二種公害防止管理者</p>